

新潟県知事
花角英世様

一般社団法人新潟県労働者福祉協議会
理事長 牧野茂夫

<会員団体>

日本労働組合総連合会新潟県連合会
新潟県労働金庫
こくみん共済coop新潟推進本部
公益財団法人 新潟ろうきん福祉財団
新潟県退職者連合
全日本港湾労働組合日本海地方新潟支部
新潟県生活協同組合連合会
ワーカーズコープ 北信越事業本部
ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟
特定非営利活動法人 新潟NPO協会
生活協同組合 コープデリにいがた
特定非営利活動法人 フードバンクにいがた

2025年度（令和7年度）労働者福祉に関する要請書

貴職におかれましては、県民生活の安定と向上をはじめ県政課題の前進に向けて、日々ご奮闘されておりますことに敬意を表します。また、日頃、新潟県労働者福祉協議会（以下、「県労福協」という。）の事業に特段のご理解とご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナの分類が5類に移行され、社会や経済が活力を取り戻すことが期待される一方で、生活に関わる多くの物価が高騰しており、県民勤労者は生命・健康の不安と経済低迷による所得低下、雇用不安を抱えながら生活を送っています。こうした状況が長期化している中で、まさに今、国および県が使命と役割を発揮し、困難を抱える生活者に寄り添いながら、穏やかな日常を取り戻す行政の実行が求められています。

また、政府がSDGs（持続可能な開発目標）実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰ひとり取り残さない社会」の実現のために、県においても人権・労働基本権の保障、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかることが、今まで以上に求められています。

県労福協は、社会的な課題に対し、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」の実現のため、行政をはじめ様々な団体と連携し、県民の暮らしをサポートする事業への取り組みを進めているところです。

つきましては、県政における課題山積とは存じますが、勤労者福祉の向上に向け、以下の要請項目についてご検討いただきますよう、ご要請申し上げます。

要 請 項 目

1. 東日本大震災・能登半島地震の被災者・避難者支援および防災・減災対策の強化

被災者支援と防災・減災対策について以下の取り組みを要請します。

(1) 東日本大震災の被災者・避難者への生活支援

2011年3月11日に発生した東日本大震災等による影響を受け、13年経過した今日においても県内への避難者数は、7月末で1,801人（前年比-61人）となっている。

避難生活が長期化し県内広域に及ぶ避難者のため、孤立化や引きこもりの防止等も念頭に置き、見守り・相談などの寄り添い支援を実施するなど、避難者支援を継続すること。

(2) 能登半島地震の被災者・避難者への生活支援

2024年1月1日に発生した能登半島地震は、現在でも家屋の解体や道路の復旧などの遅れが指摘されている。復旧を急ぐとともに液状化対策、被災者の見守り、相談支援等に対策を講じること。

(3) 平時における防災・減災の対策

①災害からの暮らし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間団体の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討すること。

②災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のための公的な支援を検討すること。

③災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を実施すること。

④能登半島地震の経験を活かし、防災・減災対策の強化を図ること。

2. 格差・貧困社会の是正、セーフティーネットの強化について

県民が安心・安全に暮らせる社会づくりをめざすため、地域住民の生活実態に照らし、以下の取り組みを要請します。

(1) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

①物価高の影響が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援としての本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかり、住民への周知・啓発を徹底するとともにオンラインによる相談体制の整備をはかること。

②物価高やフードバンクに食料が集まらないことなどの影響で、生活に困窮する人々がこれまで以上に苦境に立たされているため、一時的な給付金に留まらず、子育て世帯や高

高齢者世帯を含めた困窮世帯を対象とした買い物時の継続的な割引制度等を設けること。

③生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善、定着促進をはかるとともに、研修の充実、資格取得へのサポートなどスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

④支援の質の向上や事業基盤の安定のため、委託期間を5年以上とするなど委託契約のあり方を見直すこと。

(2) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響に関わる対応

①生活保護制度の申請は、国民の権利であることを広く県民に知らせ、最新の申請書やパンフレットをアップデートするとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口に設置すること。また、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請や FAX 申請にも対応するなど運用の緩和を行うこと。

②生活保護法の運用にあたっては、生活が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう現場に徹底すること。

③扶養照会が、要保護者の生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を職員に徹底するよう現場を指導すること。

④生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善をはかり、正規職員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるための財政支援を行うこと。

(3) 子どもの貧困対策の強化

①子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化すること。

②相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえて、順次施行される改正児童福祉法等に基づき、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。

③県内においては、様々な事情から栄養のある食事をとることができない子どもたち等へ食事を提供する、子ども食堂が開設されている。子ども食堂をはじめとする子どもたちの居場所の提供を行う団体、施設への効果的な支援策を講ずること。

3. 奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減について

現在、日本の奨学金は給付型よりも貸与型が多く、若者の返済困難者は続いており、奨学金返済のために結婚や出産をためらう若者が多数います。返済困難に陥っている若者を救い、将来に希望の持てる社会を実現するためには、奨学金や高等教育等の経済負担を早期に軽減することが求められています。

県労福協は、中央労福協などと連携し、以下の内容を盛り込む各種の取り組みを進めてい

ます。つきましては、当事者の声を反映したより良い制度へと改善するため、これまでの県独自の取り組みと併せ、県から国への働きかけを要請します。

- ①県は、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談および奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかること。
- ②県は国に対し、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支えるよう要請するとともに、特に高等教育の漸進的無償化に向けて、少子化対策の集中取組期間とされる今後3年の間（2024年～2026年）に、以下の3点について改善をはかるよう働きかけること。
 - ア、すべての学生を対象に、大学、短大、高等専門学校（4年・5年）、専門学校の授業料を現在の半額にすること。
 - イ、大学等修学支援制度の対象を多子世帯や理工農系に限定することなく年収600万円まで拡大するとともに、授業料減免額も拡大すること。
 - ウ、奨学金返済に係る負担の軽減に向けて、貸与型を有利子から無利子へ、所得に応じた無理のない返済制度や返済困難な場合の救済制度を拡充すること。
- ③県は、国の奨学金制度を補う観点から、独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設（充実・改善）を検討・実施すること。また、高校生を対象とした奨学金制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充すること。
- ④家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、県の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかること。
- ⑤奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。

4. フードバンク活動の促進について

県からは、フードバンク支援事業への協力をいただいているところですが、大幅な物価の高騰により支援が必要な人たちは増加しております。その反面、フードバンクに集まる食料が減少しており、生活に困窮している人への支援が果たせない状況も出ております。2025年度も、各フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、県として積極的に助成を含めた支援策を展開するよう要請します。

5. 労働者協同組合法の施行の運用について

「労働者協同組合法」が2022年10月1日に施行されました。施行2年目を迎えた現在、全国で101団体と2つの連合会が開設されています。活動領域は高齢者福祉、子ども支援、障がい者福祉、まちづくり、地域おこし、地域の助け合い、援農事業、自治会組織の下支え組織や地域おこし協力隊の仕事おこし活動、小規模多機能自治の住民主体の組織、キャンプ場管理など、地域の困り事を、市民が自らの力をよりどころとしながら協同の力で解決する

様々な活動が展開されております。新潟でも2例目の法人が5月に開設されました。1件目は農業流通加工販売分野、2件目は子育て支援及び地域の居場所づくりに取り組んでいます。

国連は2025年を、2012年に続き2回目の国際協同組合年（IYC）とすると宣言しました。改めて協同組合の価値を問い直す取り組みが世界では位置づけ直されています。特に協同組合は、政府の「SDGs実施指針」においても市民の力を主体的に引き出す担い手として期待されています。

法律の趣旨にある通り「就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、・・・地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的」とあります。市民主体の地域づくりの法人として理解を含め以下の取り組みを要請します。

- ①市民協働、農林、広い意味での福祉関係課等広がりを持った県職員の学習研修会を開催すること。
- ②各市町村へ学習・研修の機会を作ること。
- ③県民広報の機会を積極的に推進すること。
- ④2025国際協同組合年について、県として積極的に支援を行うこと。

6. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が2024年4月1日から施行されました。

女性たちが直面する困難は、自己責任の問題ではなく、性差別や男女格差が根強い社会構造そのものが生み出すものだという認識から、支援は公的責任で実施することが明記されました。

「女性支援新法」を実効性あるものとするため以下の取り組みを要請します。

- ①「女性支援新法」施行を広く県民に周知し、「困難に直面する」全ての女性を対象とすることや支援内容を浸透させるための創意工夫した取り組みにより、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制を構築すること。

とりわけ、行政の相談支援機関・連携機関に徹底すること。

- ②地域格差が生じることがなく、必要となる相談支援体制や地域福祉との連携強化を図るため女性支援の実情を把握して、市町村及び民間団体を支援するための財政と人材を充実させること。

県内全ての市町村において、女性相談支援員の複数配置と「基本計画」策定がされるように支援すること。

7. 介護福祉政策について

今回の介護保険報酬改定（一部の切り下げ）の影響もあって、介護事業者の中には事業継続が困難になり、サービスを受けられない利用者（被保険者）が出る事態が生じています。

介護福祉政策について以下の取り組みを要請します。

- ①介護保険者たる自治体や事業者の実情を把握して、全国知事会などを通じて国に介護事業政策の見直しを要請すること。
- ②新潟県として自治体と連携し、緊急支援対策、たとえば京都府などが予算化しようとしている、(人手不足などに悩む小企業や社会福祉施設などを支援する)「生産性向上・人手不足対策事業費」(補助金)などの施策を早急に進めること。

以 上